

令和元年第4回野洲市議会定例会提出案件

1 専決処分 1件

□議第73号 専決処分につき承認を求めることについて（令和元年度野洲市一般会計補正予算（第5号））

①予算額

- ・補正前予算額 24,194,256千円
- ・補正額 893千円
- ・補正後予算額 24,195,149千円

②補正の概要

【歳入】

- ・財源調整として繰越金の増額（893千円）

【歳出】

- ・「要請却下処分取消請求事件」判決確定による弁護士事務委託料の計上（893千円）

2 決算認定 12件

- 議第74号 平成30年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第75号 平成30年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第76号 平成30年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第77号 平成30年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第78号 平成30年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第79号 平成30年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第80号 平成30年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第81号 平成30年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第82号 平成30年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第83号 平成30年度野洲市水道事業会計決算の認定について
- 議第84号 平成30年度野洲市下水道事業会計決算の認定について
- 議第85号 平成30年度野洲市病院事業会計決算の認定について

3 補正予算 6件

□議第86号 令和元年度野洲市一般会計補正予算（第6号）

①予算額

- ・補正前予算額 24,195,149千円
- ・補正額 432,229千円
- ・補正後予算額 24,627,378千円

②補正の概要

【歳入】

- ・減収補てん特例交付金の決定(△1,236千円)、普通交付税の決定(64,959千円)及び臨時財政対策債発行額の決定(△12,283千円)
- ・幼児教育・保育無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金(160,000千円)、国庫支出金(25,839千円)、県支出金(30,303千円)、諸収入(1,537千円)の増額
- ・幼児教育・保育無償化に伴う使用料(△102,031千円)の減額
- ・第三セクター(湖岸開発株式会社)株式配当金受入に伴う財産収入の計上(1,040千円)
- ・平成30年度国民健康保険事業の決算確定による国民健康保険事業特別会計からの繰入金を計上(7,213千円)
- ・平成30年度介護保険事業の決算確定による介護保険事業特別会計からの繰入金を計上(24,576千円)
- ・コミュニティ助成事業助成金額の確定に伴う、コミュニティ助成事業助成金の減額(△23,600千円)
- ・滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分配分金の計上(13,159千円)
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法にもとづく行政代執行に係る行政代執行費の計上(125,000千円)
- ・財源調整として繰越金の増額(77,337千円)

【歳出】

- ・平成30年度決算剰余金の1/2相当額を財政調整基金へ積立て(240,000千円)
- ・コミュニティ助成事業助成金額の確定に伴う、コミュニティ助成事業補助金の減額(△23,600千円)
- ・平成30年度子ども・子育て支援交付金精算に伴う国庫返還金の計上(17,702千円)
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法にもとづく行政代執行に係る監理委託料(2,126千円)、不動産借上料(2,153千円)、工事請負費(120,721千円)の計上
- ・野洲北中学校職員駐車場整備に係る工事請負費の計上(21,142千円)

□議第87号 令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

①予算額

- ・補正前予算額 4,688,429千円
- ・補正額 93,117千円
- ・補正後予算額 4,781,546千円

②補正の概要

【歳入】

- ・収支の調整財源として、平成30年度繰越金の計上(49,197千円)
- ・平成30年度滋賀県国保保険給付費等交付金精算に伴う国保連合会からの返還金の計上(43,471千円)

【歳出】

- ・平成30年度決算剰余金の1/2相当額を国保財政調整基金へ積立て(42,000千円)
- ・平成30年度滋賀県国保保険給付費等交付金精算に伴う普通交付金返還金の計上(43,471千円)

□議第88号 令和元年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

①予算額

- ・補正前予算額 572,693千円
- ・補正額 14,153千円
- ・補正後予算額 586,846千円

②補正の概要

【歳入】

- ・平成30年度決算に伴い余剰となる一般会計繰入金(事務費分)を減額(△638千円)
- ・平成30年度決算の剰余金を計上(14,591千円)

【歳出】

- ・平成30年度出納整理期間中の保険料等収入額相当分を追加(13,933千円)

□議第89号 令和元年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

①予算額

- ・補正前予算額 4,224,057千円
- ・補正額 206,147千円
- ・補正後予算額 4,430,204千円

②補正の概要

【歳入】

- ・平成30年度決算剰余金の計上(203,368千円)
- ・滋賀県後期高齢者医療広域連合が実施する「高齢者健康生きがいつくり基盤整備推進事業」補助金を減額(△689千円)

【歳出】

- ・平成30年度決算剰余金より返還額等を差し引いた額を介護保険給付費準備基金へ積立て(83,253千円)
- ・平成30年度保険給付費の確定に伴う国、県及び社会保険診療報酬支払基金との法定負担分の精算に伴う返還(98,985千円)
- ・平成30年度精算分に係る一般会計繰出金の計上(24,576千円)

□議第90号 令和元年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)

①予算額

- ・補正前予算額 30,892千円

- ・補正額 862千円
- ・補正後予算額 31,754千円

②補正の概要

【歳入】

- ・平成30年度決算剰余金の計上(862千円)

【歳出】

- ・平成30年度決算剰余金を墓地公園整備基金へ積立て(862千円)

□議第91号 令和元年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔支出〕

現計予算額	948,757千円
補正予算額	7,300千円
補正後予算額	956,057千円
・漏水調査業務委託料	(7,300千円)

【資本的収入及び支出】

〔支出〕

現計予算額	816,142千円
補正額	29,040千円
補正後予算額	845,182千円
・野洲川橋添架管更新工事詳細設計業務委託料	(29,040千円)

4 条例制定・改廃 7件

□議第92号 野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、同法の中で、地方公務員について、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されたことを受け、会計年度任用職員の給与等に関する所要の規定の整備を行うため、野洲市会計年度任用職員の給与に関する条例を制定する。

- ・フルタイム会計年度任用職員に対して支給する給与の種類並びに給料の額及び決定方法について定める。
- ・パートタイム会計年度任用職員に対して支給する給与の種類並びに報酬の額及び決定方法について定める。
- ・会計年度任用職員に対して新たに支給する期末手当について必要な事項を定める。
- ・パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行及び通勤にかかる費用弁償の額及び支給方法について定める。

施行日 令和2年4月1日

□議第 93 号 野洲市職員定数条例等の一部を改正する条例

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、同法の中で、地方公務員について、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されたことを受け、野洲市職員定数条例等について所要の改正を行う。

- ・ 第 1 条 野洲市職員定数条例の一部改正
条ずれに伴う改正
- ・ 第 2 条 野洲市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正
会計年度任用職員の休職期間に関する規定の追加
- ・ 第 3 条 野洲市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正
会計年度任用職員の減給処分に関する報酬額の取扱いに関する規定の追加
- ・ 第 4 条 野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正
会計年度任用職員の育児休業に関する規定の追加
- ・ 第 5 条 野洲市職員の給与に関する条例の一部改正
臨時又は非常勤の職員の給与に関する規定の改正
- ・ 第 6 条 野洲市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
項ずれに伴う改正
- ・ 第 7 条 野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
臨時又は非常勤の職員の給与に関する規定の改正
- ・ 第 8 条 野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
フルタイム会計年度任用職員を公表の対象とする規定の追加
- ・ 第 9 条 野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
臨時又は非常勤の職員の給与に関する規定の改正

施行日 令和 2 年 4 月 1 日

□議第 94 号 野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法の中で、地方公務員法の一部が改正されたことを受け、野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市職員等の旅費に関する条例について所要の改正を行う。

◎地方公務員法の一部改正の主な内容

- ・ 成年被後見人等は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができないとする規定を削除する。
- ・ 職員は、成年被後見人等に該当するに至ったときは、その職を失うとする規定を削除する。

- ・ 第 1 条 野洲市職員の給与に関する条例の一部改正
関係規定中の文言の削除

・第2条 野洲市職員等の旅費に関する条例の一部改正

関連規定中の号ずれに伴う改正

施行日 令和元年12月14日

□議第95号 野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例

地区計画区域として新たに決定した「篠原駅前」を対象区域に追加するとともに、課税決定までの事務処理に一定の期間を要することから、課税年度を令和3年度から適用するよう所要の改正を行う。合わせて、平成31年3月29日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い所要の改正を行う。

- ・第2条 納税義務者等に「篠原駅前」地区計画の区域を追加する。
- ・附則第1項 適用年度 平成32年度分→令和3年度分
- ・附則第6～16項 令和3年度分からの適用となるため、宅地等に対して課する平成32年度分の特例規定について、削除等所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第96号 野洲市立保育所における延長保育及び野洲市立幼稚園における預かり保育等に関する費用徴収条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、公立幼稚園で実施している預かり保育料について、所要の改正を行う。

改正前 緊急預かり保育 500円/日

恒常預かり保育 12,000円/月

改正後 預かり保育料 440円/日（別途副食代（おやつ代） 60円/日）

子ども・子育て支援法第30条の4第2号に規定する子どもであって、第30条の5第1項に規定する施設等利用給付の認定を受けた場合は0円とする。

施行日 令和元年10月1日

□議第97号 野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、所要の改正を行う。

- ・満3歳以上教育・保育認定子どもに関する副食（おかず等）の提供に要する費用を施設（園）・事業者において、保護者から支払いを受けることができる費用とする。ただし、年収360万円未満相当の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に免除する。
- ・市長が認めた場合における特定地域型保育事業者に係る連携施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）の確保義務の緩和・免除規定を追加する。

緩和措置 ①特定地域型保育事業者による代替保育（職員の病気等による代替保育）について連携施設の確保が著しく困難な場合⇒他の特定地域型保育事業者による代替保育可

②特定地域型保育事業者による連携施設（3歳児以上の受け入れ）の確保が著しく困難である場合⇒企業主導型保育事業に係る施設又は市町支援等を行っている認可外保育施設の確保で可

免除措置 保育所型保育事業所内保育事業（定員20人以上）で、満3歳以上の幼児を保育する施設の場合には、連携施設の確保を免除

施行日 令和元年10月1日

□議第98号 野洲市特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例の一部を改正する条例
子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布に伴い、幼児教育・保育の無償化を行うため、利用者負担（保育料）の額について所要の改正を行う。

改正前 教育を受けた支給認定子ども 25,700円/月

保育を受けた支給認定子ども 104,000円/月

※上記の額を限度として、規則で定めている。

改正後 3歳児から5歳児 0円

0歳児から2歳児 104,000円/月を限度として規則で定める。

施行日 令和元年10月1日

5 その他 5件

□議第99号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について

滋賀県市町村交通災害共済組合が解散することに伴い、当該事務を滋賀県市長会に継承するに当たり、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議により当組合の規約を変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

・組合の解散に伴う事務の承継に係る条文を追加する。

施行日 滋賀県知事の許可があった日

□議第100号 滋賀県市町村交通災害共済組合を解散することについて

令和2年3月31日をもって滋賀県市町村交通災害共済組合を解散するに当たり、地方自治法第288条の規定に基づき、関係地方公共団体が協議することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

□議第 101 号 滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について

滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第 289 条の規定に基づき、関係地方公共団体の協議の上定めることについて同法律第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

- ・構成市町に対して基金拠出金及び加入者割による配分を行うとともに、当該組合の職員の公務災害等に係る負担金の不足額等を事務継承先の滋賀県市長会に帰属する。

野洲市配分金	基金拠出分	294,000円
	加入者割分	12,865,600円
	計	13,159,600円

□議第 102 号 平成 30 年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成 30 年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金 201,100,358 円のうち 151,329,391 円を更新事業の財源に充てるため建設改良積立金に積み立て、建設改良費に使用した 49,770,967 円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

□議第 103 号 平成 30 年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成 30 年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金 742,269,549 円のうち 200,000,000 円を企業債償還の財源に充てるため減債積立金に積み立て、企業債償還のために使用した 471,452,056 円を資本金に組み入れ、残余 70,817,493 円を翌年度に繰り越すについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。